



師走の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。よいお年をお迎えくださいませ。来年もよろしくお願い申し上げます。

重要情報

1. 平成26年度税制改正大綱が公表

主な項目として、給与所得控除の上限設定、不動産業の簡易課税みなし仕入率引下げ、会員権譲渡損失の通算禁止、相続土地の取得費加算の見直し、軽自動車税の引上げなど一般的に増税基調でまとまりました。

2. 実地による税務調査が減少傾向に

調査手続きを定める通則法が改正され、実地調査件数が大幅に減少していることが、国税庁より発表されています。今後は電話によるお尋ねや文書など簡易な接触を積極的に行っていく方針です。

3. 国外財産調書の提出が始まります

本年12月末の国外財産が5千万円を超える日本居住者は、来年3月15日までに国外財産状況に関する調書を税務署に提出しなければなりません。国税庁では記載事項・財産範囲・価額についてのFAQを公表しています。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)

チチカカ湖
Lago Titicaca



【ボリビア：コパカバーナ】夜になるといつもの市場食堂でマズ料理を頼んだものです。「おばちゃん、腹減った。」「おや、腹減ったかい？ アンドレアや、スープを出しておやり。」暗闇から子供の遊ぶ声のする街灯の無い夜道を歩き、宿に着くと女将の子どもたちのお相手です。実にのどかな村でした。

村はずれにチチカカ湖に面した丘があります。急斜面を登ると十字架が8つほど並ぶ小さなほころぎがあります。青空の雲がとても近いんですよ。この村は祝福されている気がしました。

貧しいかもしれないし、教育を受けられない子もいます。一生外の世界を想像すらしないで死ぬ人も…。毎日が同じように過ぎて行きます。でも、望まなければ、求めなければ、永遠にも近い安らぎを与えてくれるユートピアにさえ思えました。

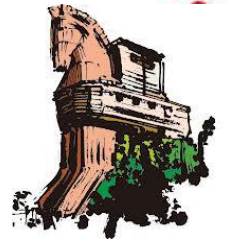
☆事務所からの連絡☆

年内は12月27日(金)まで営業いたします。

年明けは1月6日(月)からの開始となります。

1月のイベント

- ・源泉納期特例下期納付
- ・法定調書等の提出
- ・償却資産税の申告
- ・個人住民税4期納付



税金マメ知識

交際費はビジネス上の必要経費です。しかし中小企業は最大540万円までしか損金にならず、大企業は全額が損金になりません。

交際費の取扱いは、バブル期にあった決算間際の接待による所得調整や冗費を規制する目的で時限的に成立した特別措置です。今となっては時代遅れな気がします。

実は、本年4月以降開始年度より中小法人については最大800万円まで損金枠が広がりました。大企業も社外飲食に限り50%は損金にしてよいことになるそうです。もちろん、家族の飲食や私的な遊興費を付け込んだりすると、個人賞与などと言われてしまうのはこれまでと変わりません。

晩酌のじかん

独立開業して数年、ようやく風呂付きマンションに引っ越し、落ち着いてきたとはいえ、まだまだ安定した生活には程遠いです。来年こそは安定受注ができるよう、まずお客さんに信用してもらわなきゃと常々思います。真面目に仕事しなきゃね、と言いながら、妻と晩酌です。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp